

●香川県告示第251号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成26年6月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成26年3月31日	通所リハビリテーションあさだ 丸亀市津森町字上拾丁分 162番4	社会医療法人財団エム・アイ・ユー 丸亀市津森町219番地	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション